

委託業務

必要書類	備考
① 登録通知書の写し 又は 登録証明書の写し	<p><u>測量、建設コンサルタント、建築（設備）設計、地質調査及び補償コンサルタント</u>について申請する場合に必要となります。</p> <p>※ 建築（設備）設計の申請で、営業所に見積等の権限を委任する場合は、<u>委任先となる営業所についても提出が必要</u>となります。</p>
② 委任状 (任意様式可)	<p><u>測量、建設コンサルタント、建築（設備）設計、地質調査及び補償コンサルタント</u>について申請する場合は、<u>各登録規程等に基づく登録営業所以外には委任できません。</u></p> <p>委任する権限については、少なくとも「<u>入札及び見積に関する件</u>」並びに「<u>契約締結に関する件</u>」を明記してください。</p> <p><委任期間について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期申請：申請する入札参加資格の有効期間 ・随時申請：「申請日」から「申請時において有効な入札参加資格の終了日」 （「7 資格有効期間」を参照）
③ 国税納税証明書 (その3 未納税額のない証明用) (写し可)	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された</u>、証明税目を「消費税及地方消費税」とするもの。</p> <p>消費税及び地方消費税の未納がないことを示すものであれば、様式その3の2及びその3の3でも可とします。</p>
④ 県税納税証明書 (第2号の3様式) (写し可)	<p><u>申請日の1ヶ月前以降に発行された</u>、証明税目を「県税全般」とするもの。</p>
⑤ 技術職員名簿 (別記様式第2号)	<p><u>原則として別記様式第2号によること。</u></p> <p><u>当該様式中の事項（職員名、資格名）を網羅しており、電子申請の内容と同一の場合に限り、既存の自社資料等（国土交通省様式を含む）に代えることができます。</u></p> <p>技術職員には、常勤であり、かつ、無資格の従業員も含めて記載してください。</p>

必要書類	備考
<p>⑥ 契約書等の写し</p>	<p>契約実績として電子入力した契約（最大10件まで）について、<u>入力した事項（発注者、件名及び契約金額等）が確認できるもの。</u></p> <p>※ <u>下請案件</u>は電子入力しないでください。</p> <p>※ <u>注文書・請求書のみでは実績が確認できませんので、必ず契約書または請書を提出してください。</u></p>
<p>⑦ 財務諸表 （2ヶ年度分）</p>	<p>審査基準日の決算年度（事業年度）及びその前年度（事業年度）における財務状況が表示された、<u>審査基準日及びその前年同日のもの。</u></p>
<p>⑧ 現況報告書の写し</p> <p>※ 測量については測量法第55条の8に基づく書類（確認印は不要）とします。</p>	<p><u>測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントについて申請する場合に必要</u>となります。</p> <p>審査基準日の報告書（審査基準日の決算年度（事業年度）についての内容）で、法令等に基づき受付機関に提出したことがわかる（<u>確認印がある</u>）もの。</p> <p><u>申請に必要な登録（部門）がすべて記載されている場合に限り、当該報告書の提出によって①を省略することができます（測量については省略不可）。</u>また、2ヶ年度分を併せて提出した場合、<u>⑦も省略することができます。</u></p> <p>なお、<u>当該報告書に業務実績として記載されている契約については、⑥を省略することができます。</u></p>
<p>⑨ 役員名簿（様式1）</p> <p>※ 必ず指定の様式によること。（<u>任意様式不可</u>）</p>	<p><u>建設業法上の石川県知事の建設業許可を受けている建設業者は提出不要</u>です。</p> <p><u>申請日時点の役員等をすべて記載してください。</u> また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、<u>受任者が役員でない場合でも記載</u>してください。</p> <p><記載が必要な役員等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人：非常勤を含む役員（事業協同組合の場合は理事） ・個人：事業主

必要書類	備考
⑩ 業態調書 (様式 2)	<p>資本関係又は人的関係のある者のうち、<u>石川県の入札参加資格を有する者又は入札参加資格を申請している者</u>について記載をしてください。</p> <p>記載にあたっては、石川県土木部監理課 HP 上の「関係会社の同一入札参加制限に関する関係会社の定義等について」、「関係会社の同一入札への参加制限について Q&A」を参考にしてください。</p> <p><u>※ 該当が無い場合でも提出してください。</u></p> <p><u>※ 県外業者の場合は、不要です。</u></p>

※ ②委任状 (委任先が同一の場合)・③国税納税証明書・④県税納税証明書・⑨役員名簿については、建設工事を先に申請しており、委託業務の申請日時点においても有効な書類を提出している場合は提出不要です。